

日野市立学校の不登校総合対策

日野市教育委員会

令和7年5月

目 次

1. 「日野市立学校の不登校総合対策」策定に当たって	1
(1) 「日野市立学校の不登校総合対策」策定の目的	
(2) 不登校児童・生徒への支援の目標	
2. 日野市における不登校の現状	2
(1) 不登校児童・生徒の推移等	
(2) 不登校児童・生徒について把握した事実	
(3) 不登校の傾向	
(4) 相談機関等における相談や指導と不登校児童・生徒の状況	
3. 日野市の不登校施策	5
(1) 日野市の不登校施策の全体像	
(2) 日野市立教育センター	
① 居場所支援 わかば教室	
② 相談支援 教育相談室	
(3) 発達・教育支援センター「エール」	
(4) 中学校における支援	
① チャレンジクラス（三沢中学校）	
② 不登校対応巡回指導教員（日野第二中学校）	
(5) 日野市の不登校児童・生徒の居場所等	
4. 日野市立学校の取組	9
(1) 魅力ある学校づくり【未然防止】	
① 安心・安全な「学びの場」「居場所」づくり	
② 児童・生徒による「きずな」づくり	
(2) 休み始めた児童・生徒への支援…【早期発見・早期対応】（児童・生徒の状態に合わせた支援①）	
① 日頃の丁寧な観察（不登校のサインを見逃さない）	
② 情報の共有と校内人材を生かした速やかな初期対応（気付きから組織的な対応へ）	
③ 校内委員会での検討、具体的対応の推進	
「支援シート」を活用した支援【アセスメント・校内支援体制の充実・関係機関との連携】	
「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な支援に向けて」の活用	
(3) 児童・生徒の状態に合わせた支援…【長期化への対応】（児童・生徒の状態に合わせた支援②）	
(4) 校内教育支援センター	
(5) 不登校児童・生徒の出席取扱及び成績評価	
5. まとめ	15

1. 「日野市立学校の不登校総合対策」策定に当たって

(1) 「日野市不登校総合対策」策定の目的

不登校の児童・生徒は全国的に急増し、令和5年度には約34万人となりました。日野市においても、令和5年度に小学校で207人、中学校で305人となっており増加の一途をたどっています。

不登校の要因や背景が複雑化する中で、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立に向けた、学校や学びの在り方が問われている、と見ることができます。

日野市教育委員会においては、これまで国や都の動向及び令和6年3月に策定した第4次日野市学校教育基本構想等を踏まえ、教育支援センター（わかば教室）や校内登校支援教室の充実、三沢中学校へのチャレンジクラス（不登校対応校内教室）以下、チャレンジクラス）の設置、日野市発達・教育支援センター「エール」の相談支援体制の充実、不登校の生徒に対して適切な支援を行い、学びへのアクセスを保障する役割を担う教育支援コーディネーターの配置など、近年、様々な施策を展開してきました。

この間、市立中学校では、自主的に不登校生徒を支援する取組として「校内登校支援教室」を設置、拡充するなどの対策を講じてきました。

そのような中、日野市としての不登校対策の考え方や、取組の全体像を整理する必要性を踏まえ、

- ・日野市として大切にしていける考え方や目標を関係者で共有すること
- ・講じている様々な施策の位置付けを整理・共有することを通じて、学校、関係機関等の具体的な取組に資すること

を目的に、日野市立学校の不登校総合対策を策定しました。

(2) 不登校児童・生徒への支援の目標

第4次日野市学校教育基本構想（令和6年度～令和10年度）では、「すべての”いのち”がよるこびあふれる今と未来をつくっていく力」を子供たち自らが育ていけるよう、「みんなの多様な学びと多様なしあわせをつくる」を基本方針の一つとして掲げ、「安心できる学校」プロジェクト、「多様な学びと学び方」プロジェクト等に、関係者が連携して取り組むこととしています。

国は令和5年に「COCOLOプラン」、都は平成31年3月に「児童・生徒を支援するためのガイドブック」、令和3年に「不登校の子供たちへの支援のポイント」を公表し、不登校の児童・生徒等への対応を進めています。

国や都の動向、本基本構想及び日野市の不登校を巡る状況を踏まえ、日野市においては、以下を目標として、不登校への対応を進めていきます。

社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにする

この実現に向け、日野市教育委員会では、

①学校が安心できる場所であること

②一人一人の状況に応じた多様な居場所や支援を通じて、子供を孤立させないこと

を目指して、不登校の児童・生徒への対応を推進していきます。

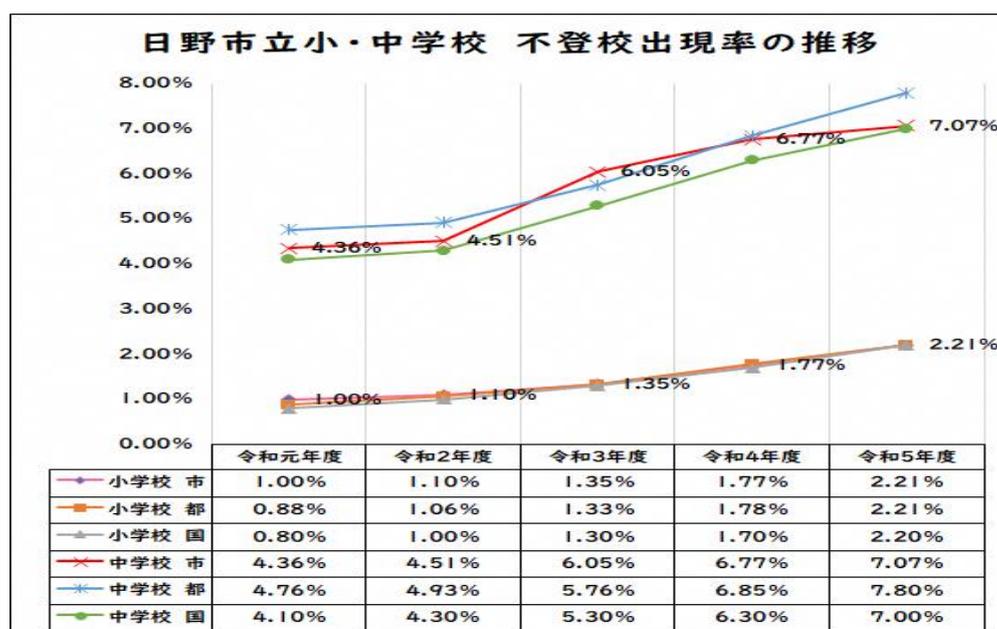
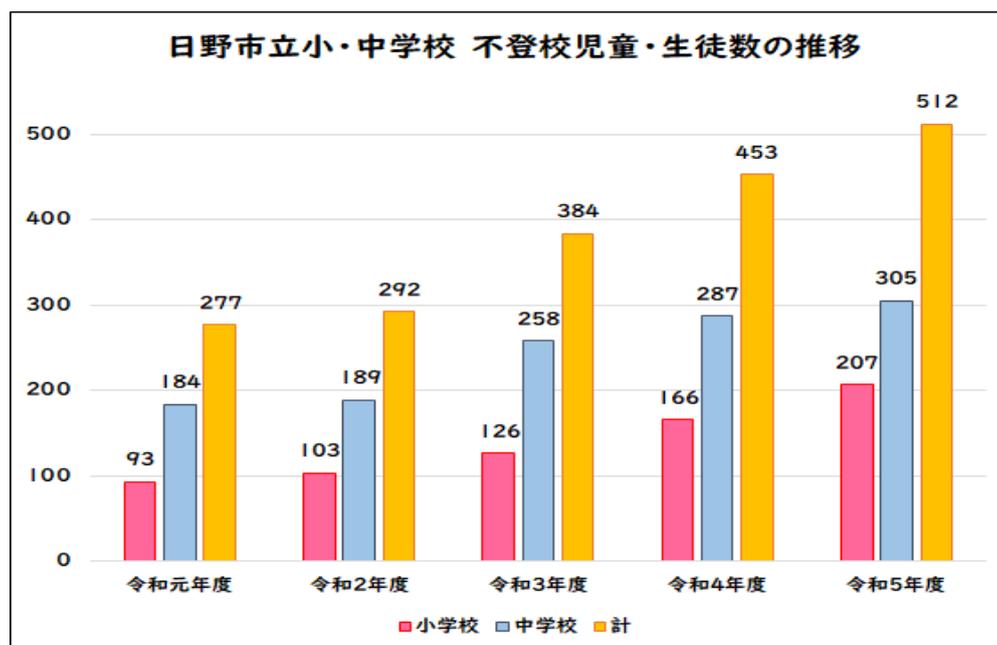
推進に当たっては、日野市教育委員会や学校だけでなく、子供に関わる行政各部門、地域、家庭、フリースクール関係者等が相互に理解や連携をしながら、子供たちの主体的な進路選択や社会的自立に向け、それぞれの役割を果たしながら取組を進めることを大切にしていきます。

2. 日野市における不登校の現状

(1) 不登校児童・生徒の推移等

国の調査において不登校は、「連続又は断続して年間 30 日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）」と定義されています。日野市においても不登校を同様の定義としています。

令和5年度全国の小・中学校における不登校児童数は346,482人（前年度299,048人）であり、前年度から47,434人（15.9%）増加しました。11年連続で増加が続いています。日野市においても、同様の傾向にあります。



令和5年度の日野市における不登校児童・生徒は、小学校で207人、中学校で305人でした。不登校児童・生徒数は、年々増加しており、その出現率は小学校で2.21%、中学校で7.07%、全国や都と同程度です。

(2) 不登校児童・生徒について把握した事実

下の表は、令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）及び令和5年度日野市生活指導実態調査における「不登校児童生徒について把握した事実」です。調査において、「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、必ず一つ以上回答しています。

	小学校			中学校		
	日野市	東京都	国	日野市	東京都	国
①いじめの被害の情報や相談があった	0.0%	0.9%	1.8%	0.0%	0.5%	1.0%
②いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	15.5%	7.2%	11.5%	12.8%	9.3%	14.4%
③教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	2.9%	2.5%	4.4%	3.0%	1.3%	2.1%
④学業の不振や頻繁な宿題の未提出があった	17.9%	8.3%	14.7%	14.8%	10.6%	15.5%
⑤学校のきまり等に関する相談があった	5.3%	1.3%	2.0%	4.6%	1.3%	2.0%
⑥転編入学、進級時の不適応による相談があった	7.2%	2.6%	3.3%	7.9%	4.5%	4.5%
⑦家庭生活の変化に関する情報や相談があった	9.7%	5.2%	9.3%	14.8%	3.7%	5.9%
⑧親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	17.4%	9.7%	17.0%	15.4%	6.5%	9.6%
⑨生活リズムの不調に関する相談があった	27.5%	13.7%	24.5%	24.6%	13.9%	22.1%
⑩あそび、非行に関する情報や相談があった	2.4%	1.2%	2.3%	1.6%	2.3%	4.0%
⑪学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	36.2%	22.4%	32.2%	29.8%	21.9%	32.2%
⑫不安・抑うつに関する相談があった	29.5%	15.8%	22.7%	23.0%	16.7%	23.4%
⑬障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	11.6%	4.7%	8.8%	7.5%	3.8%	5.9%
⑭個別の配慮（障害（疑いを含む）以外）について求めや相談があった	4.3%	4.5%	8.5%	4.9%	3.8%	5.5%

(3) 不登校の傾向

下記は、日野市における「不登校児童生徒について把握した事実」の上位5項目を小学校・中学校別に示したものです。

〈小学校〉	〈中学校〉
1 ⑪学校生活に対してやる気が出ない	1 ⑪学校生活に対してやる気が出ない
2 ⑫不安・抑うつに関する相談があった	2 ⑨生活リズムの不調に関する相談…
3 ⑨生活リズムの不調に関する相談…	3 ⑫不安・抑うつに関する相談があった
4 ④学業の不振や頻繁な宿題の未提出…	4 ⑧親子の関わり方に関する問題の…
5 ⑧親子の関わり方に関する問題の…	5 ④学業の不振や頻繁な宿題の未提出… ⑦家庭生活の変化に関する情報…

小学校・中学校とも、「⑪学校生活に対してやる気が出ない」という事実を把握している割合が最も高く、その他の上位5項目については、小学校・中学校において同様の項目を把握していることが分かります。

また、国及び都の調査結果と比べて日野市において高い割合を示し、10%を超えていたのは、次の項目でした。

〈小学校〉

②いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	都+	8.3%	国+	4.0%
④学業の不振や頻繁な宿題の未提出があった	都+	9.6%	国+	3.2%
⑧親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	都+	7.7%	国+	0.4%
⑨生活リズムの不調に関する相談があった	都+	13.8%	国+	3.0%
⑩学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	都+	13.8%	国+	4.0%
⑫不安・抑うつ等の相談があった	都+	13.7%	国+	6.8%
⑬障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	都+	6.9%	国+	2.8%

〈中学校〉

⑦家庭生活の変化に関する情報や相談があった	都+	11.1%	国+	8.9%
⑧親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	都+	8.9%	国+	5.8%
⑨生活リズムの不調に関する相談があった	都+	10.7%	国+	2.5%

これらの結果から、学校生活上の相談だけでなく、親子の関わり方、生活リズム等の家庭生活についての相談を受けている割合が、国や都に比べて高い割合であることが分かります。特に中学校においては、家庭生活の変化に関する情報や相談を受けている割合が、国及び都よりも高く、子ども家庭支援センター等の地域の関係機関との連携が不可欠であることが示されています。

(4) 相談機関等における相談や指導と不登校児童・生徒の状況

令和5年度に不登校児童・生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等は、次のとおりです。

相談・指導を受けた学校内外の機関等 令和5年度

区分		小学校	中学校	
1	校外	教育支援センター（わかば教室）	53	62
2		教育委員会所管の機関（エール）	65	54
3		児童相談所、福祉事務所	18	14
4		保健所、精神保健福祉センター	7	0
5		病院、診療所	41	72
6		民間団体、民間施設	27	11
7		上記以外の機関	12	18
8	校内	養護教諭	39	75
9		スクールカウンセラー	94	115

校外では、教育支援センター（わかば教室）や発達・教育支援センター「エール」、校内では、スクールカウンセラー（以下、SC）による相談・指導を受けた不登校の児童・生徒数が多いことが分かります。また、校外においては、医療機関と連携をしている件数も多く、中学校においては、医療機関の相談・指導を受けた件数が校外の施設の中で最も多くなっています。

これらの結果から、学校は、教育支援センター（わかば教室）や発達・教育支援センター「エール」だけでなく、医療機関とも連携をしながら、不登校の児童・生徒の対応を進めていることが分かります。

3. 日野市の不登校施策

(1) 日野市の不登校施策の全体像

不登校児童・生徒への支援の目標「社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにする」に向け、日野市及び日野市立学校では多様な施策を展開しています。

日野市の不登校施策の全体像は、以下のとおりです。

日野市の不登校施策等の全体像

子供を中心に、不登校対応が主目的でない施策も含め、関係機関等が連携しながら取り組みます。

市立小学校・中学校

所属する学級

特別支援教育

特別支援学級 通級指導学級

特別支援教室（ステップ教室）

入級等に当たっては、エールにおいて検討会を行います。

教職員等が連携しながら必要な支援等を行います。

校内教育支援センター

校内委員会等での検討を基に、所属する学級の外でニーズに応じた具体的な支援を行います。

教育相談室

スクールカウンセラー等が相談を行います。

校内登校支援教室

一人一人に必要な支援を行います。

オンライン
学習等

リソースルーム

少人数の補充学習等による学習支援を行います。

校内委員会 学校全体で情報を共有し、チームとしての速やかで具体的な指導・支援の手だてを検討します。

チャレンジクラス（三沢中学校）

不登校又は不登校傾向のある生徒を対象に、安心して学校生活を送り、チャレンジ意欲を育むことができるよう、1日4時間（2～5校時）程度で教育活動を行う不登校対応校内分教室です。

※他校からも転校した上で入級が可能です。まずは在籍校にご相談ください。

児童・生徒 保護者

相談・支援機関等

- 子ども家庭支援センター
- セーフティネットコールセンター
- 子どもオンブズパーソン
- ヤングケアラーコーディネーター
- 民生・児童委員
- 児童相談所
- 医療機関
- 放課後デイサービスひのち（放課後子ども教室）
- 児童館 等

※「こどもなんでも相談」にお気軽にご相談ください。

教育支援センター（日野市立教育センター）

社会的自立心の醸成並びに学習及び学校への登校の相談や支援を行います。

わかば教室

様々な要因により、長期間の欠席状況にある児童・生徒を対象に、社会的自立心の醸成並びに学習及び学校への登校の相談や支援を行います。

保護者同士の交流

学習支援

体験活動（わかばタイム・わかばミー等）

オンライン わかば

不登校に関する相談

「不登校支援パンフレット 学校が苦手な児童・生徒の保護者の方へ」

地域の居場所等

安心して過ごすことのできる官民の居場所です。

みらいく 中高生専用スペース	児童館 子どもと保護者の居場所
ほっとも 居場所・学習支援	公民館 居場所・学びの場
図書館 居場所	カフェミハウス 居場所
ほっとプレイスうちたす 居場所	
プレーパーク	無料塾
子ども食堂	

日野市 子どものための居場所マップ

「子どもの味方スペース」リーフレット

日野市発達・教育支援センター「エール」

「福祉」と「教育」が一体となった総合支援を行います。0歳～18歳までの子供たちの育ちを切れ目なく支援します。

就学相談

SSWIによる
家庭への支援・居場所事業

心理相談、
言語相談、医療相談等

※子供・保護者どちらも相談可能です

フリースクール等の民間施設

学校等と連携・教育し、学びや自立等を支援します。

(2) 日野市立教育センター

日野市立教育センターは、学校教育をはじめ社会教育・家庭教育との連携を含め、日野市における教育の充実と振興を図る教育・研究機関です。

令和6年度から、不登校対応の全般にわたる相談と調整及び不登校対応に関する学校への指導・助言などに対応するため、不登校対応に知見のある元教員を教育支援コーディネーターとして配置しています。

教育支援コーディネーターは、不登校対応の窓口として、以下の取組を推進します。

- ・各学校において様々な要因により、長期間の欠席状況にある児童・生徒の状況を把握し、「社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにする」ことを目標に出席状況調査の確認を行います。
- ・フリースクール等の地域の居場所や相談・支援機関を把握し、保護者等への情報提供を行います。
- ・フリースクール等の地域の居場所や相談・支援機関と連携し、不登校の児童・生徒の保護者等の相談の中で、実態に応じた適切な支援を受けることができるよう助言を行います。

日野市では、日野市立教育センター内に、教育支援センターを設置しています。教育支援センター内には、居場所支援を行うわかば教室と相談や支援を行う教育相談室を開設しています。

① 居場所支援 わかば教室

様々な要因により、長期間の欠席状況にある児童・生徒を対象に、社会的自立心の醸成並びに学習及び学校への登校の相談や支援を行います。

わかば教室は、日野市立学校に在籍する不登校の児童・生徒だけでなく、日野市に在住している不登校の小学生・中学生の居場所として活用することができます。

【参考】わかば教室の具体的な活動 わかば教室 日野市立教育センターWeb ページ

② 相談支援 教育相談室

教育支援コーディネーター等が不登校の児童・生徒及び保護者の相談支援、学校・地域の居場所等との連携等の支援を行います。

また、日野市立学校の校内教育支援センターと連携を図り、不登校の児童・生徒の居場所支援を行います。

(3) 発達・教育支援センター「エール」

エールは、0歳から18歳までの発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子供、子供の育ちについて不安がある保護者の総合的な相談・支援機関です。福祉部門と教育部門の部署がセンターに設置され、子どもの育ちに関する相談窓口を一本化し、福祉と教育が一体となって継続的に支援する仕組みがあります。

就学・進学・転学相談等の「特別支援教育」の視点における相談機能だけでなく、子供のこころ相談や心理発達相談等も受け付けています。

エールには、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）が常駐し、各学校の校内委員会への参加や、子供家庭支援センターとの連携、不登校児童・生徒等への支援を行っています。また、不登校児童・生徒の居場所事業として、「ひょっこり」「にっこり」を開催しています。

エールには、SSW 以外にも、保健師、心理士、特別支援教育総合コーディネーター等が常駐しており、発達障害等により、在籍する学級の中で特別な配慮を要する児童・生徒への教育的支援について助言を行います。

不登校児童・生徒の中には、特別な配慮を要する児童・生徒もいることから、エールにおいては多様な学びの場についての相談を受け、一人一人の児童・生徒に適した学びの場について検討しています。

（４）中学校における支援

① チャレンジクラス（三沢中学校）

不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じ配置されている正規の教員が支援を行います。

チャレンジクラスでは、

ア 生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、実態に応じた支援を行います。

イ 正規の教員がチャレンジクラスの担任となり、授業や生徒の支援を行います。また、三沢中学校の SC や教育相談の教員等も生徒の支援を行います。

ウ 生徒一人一人の学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習などを行うほか、生徒の興味や関心に合わせた様々な体験活動等を通じて、生徒のチャレンジ意欲を育みます。

不登校状態の児童・生徒のうち、「わかば教室」や「校内登校支援教室」等の活用実績があり、体験期間中にオンラインを含めて６割程度の出席ができる生徒が対象です。三沢中学校以外の学校に通う生徒は、三沢中学校への転校が必要です。

【参考】[三沢中学校チャレンジクラス](#) 三沢中学校 Web ページ

② 不登校対応巡回教員（日野第二中学校）

不登校対応巡回教員は、日野第二中学校を拠点として、日野市立中学校（５校）を巡回し、不登校生徒への支援を行います。

（５）日野市の不登校児童・生徒の居場所等

① 子ども包括支援センター「みらいく」…中高生世代スペース

中高生世代専用の居場所です。自由に本を読んだりおしゃべりをしたりして過ごせるフリースペース、自習スペースがあります。市内在住、在勤、在学のおおむね 12 歳から 18 歳の中高生世代が対象になります。

② 児童館（市内に 10 館）

地域の 0 歳から 18 歳までの子供たちの、安心・安全な場所です。子供に関すること、子育ての悩みや不安、家庭の問題などの相談も行います。

③ 子どもたちの居場所・学びあいの場「ほっとも」

日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができるコミュニケーション能力育成のための居場所づくりを行い、学習習慣定着のための学習指導を行います。

また、中学生を対象に高校進学を目指した学習支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子供と保護者双方に対し必要な支援を行います。

※フリースクール等について

多様な教育機会の確保の一つとして、日野市内には、フリースクール等の民間施設もあります。日野市では、教育支援コーディネーターがフリースクール等の居場所と連携し、「不登校支援パンフレット 学校が苦手な児童・生徒の保護者の方へ」の中で情報提供を行います。

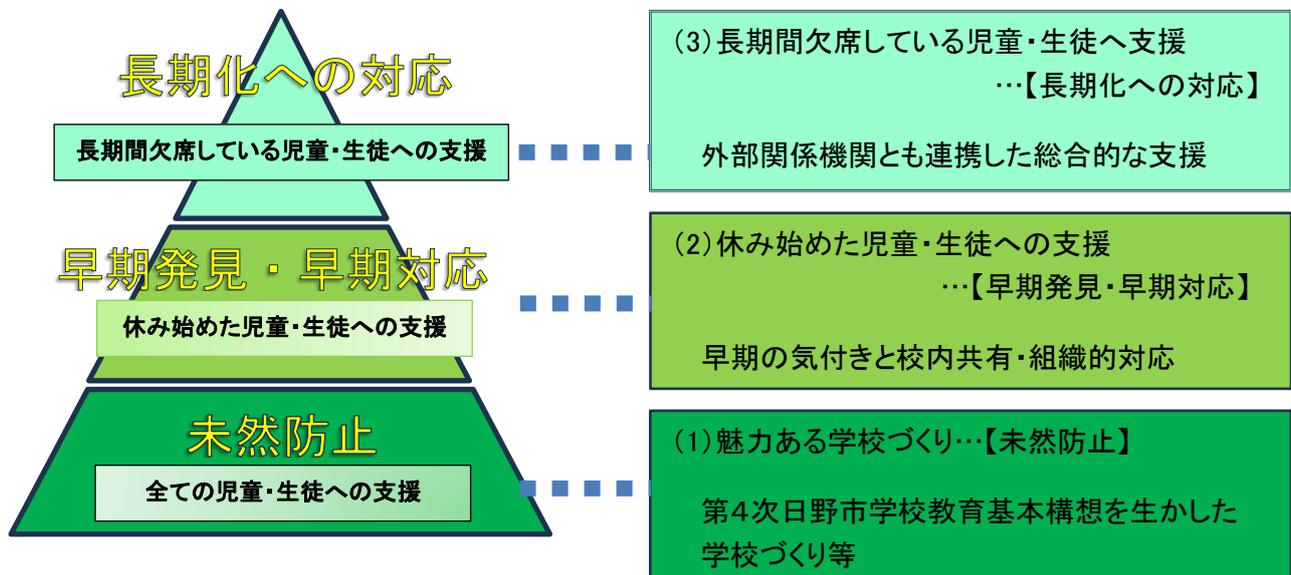
「不登校支援パンフレット 学校が苦手な児童・生徒の保護者の方へ」

日野市立教育センターでは、令和5年度から日野市立小中学校の保護者に、日野市における学校と関係機関の不登校支援についての情報を日野市及び日野市立教育センターの Web ページから提供しています。



4. 日野市立学校の取組

この章では、「日野市の全ての児童・生徒が通いたくなる魅力的な学校をつくる取組」「休み始めた児童・生徒の早期発見と早期の組織的な支援・対応」「長期化した際の支援・対応を中心に、学校がチームとして関わることや家庭と連携していくこと、児童・生徒理解への手だてを講じていくこと等」を述べていきます。



(1) 魅力ある学校づくり…【未然防止】（全ての児童・生徒への支援）

児童・生徒にとって学校は、自分のよさや得意なことを生かし互いに認め合う環境の中で、多くの人たちと協働しながら、将来の夢や目標に向け社会的自立につながる力を身に付けていく場です。児童・生徒が「通いたい」「ここで学びたい」と思えるような環境を創造することが肝要です。

日野市では令和6年度から第4次日野市学校教育基本構想を基に、学校、児童・生徒、保護者、地域、及び教育委員会のそれぞれが当事者となり、対話を大切にしながら様々な「プロジェクト」を実施することを通じてよりよい学校教育をつくっていくこととしています。各小・中学校が児童・生徒の主体的な活動を応援し、自分も他者も尊重して互いの絆を結んで学べる場所や居場所を創造することが求められています。一人一人が自分の得意を表現し、自己の価値を肯定的に捉えられる「安心できる教育環境づくり、教育活動の推進」が大切です。

① 安心・安全な「学びの場」「居場所」づくり

学校内に安心・安全な「学びの場」「居場所」をつくるためには、教職員と児童・生徒との信頼関係づくりと合わせて、一人一人の児童・生徒の様子について確認し、人権に配慮した環境づくりが必要です。

○「ひのスタンダード」を取り入れた教育環境づくり

□誰にとっても分かりやすい授業を行う…視覚化・焦点化等

□学びやすい環境の整備を行う…教室環境の整備・特性に応じた合理的配慮

○日常的に心掛けること…学校としての多様な価値観の醸成と柔軟な組織的対応

□日頃から多くの児童・生徒に声を掛け、児童・生徒の声を最後まで聞く

□児童・生徒からの相談には、親身になって丁寧に対応する

- 校内委員会、学年会、生活指導夕会などを活用し、児童・生徒の情報を共有する
- 教職員間で連携して児童・生徒の様子を見守る
- 相手や自分の気持ちを大切にできる雰囲気をつくる
- 学習や生活のきまりについて、教職員同士で共通理解を図り、児童・生徒とともにつくる
- 児童・生徒の実態や抱える背景を受け止め、柔軟な対応を行う

② 児童・生徒による「きずな」づくり

児童・生徒が互いのよさを認め合い、自分たちで横のつながりを紡ぐことができるような学校・学級づくり（安心・安全な「居場所」づくり）を行うとともに意図的、計画的に「児童・生徒が主体的に取り組む場」の設定する必要があります。

そのためには、児童・生徒主体の「きずな」づくりができるような「場」や「機会」を設定し、「自発的な思いや行動」が湧き上がるような取組を行うことが重要です。また、児童・生徒同士の「きずな」づくりを意識した場の設定に向け、日頃より集団へのアセスメントや個への支援を通して、児童・生徒同士の関係がよりよいものになるようにしていくことが大切です。あわせて人権に配慮した取組であることが児童・生徒の成長を支えます。

○「きずな」づくりを意識した場や機会の設定

- 児童会・生徒会活動で、広く児童・生徒の意見を募集し、活動実践に取り組む
- 学校におけるきまりや約束ごとの見直しに、児童・生徒が参画する機会を設ける
- 様々な行事で児童・生徒が主体性を発揮できる場を設定し、児童・生徒が企画・運営等を行う
- 校種（幼保小中特支）間での活動を通し、幼児・児童・生徒間の交流を図る場を設定する
- 日頃の授業や学校の生活で、友達との関わり方を考える機会を集団あるいは個別に設ける
- 日頃の授業や学校の生活で、児童・生徒が自己表現する場面や児童・生徒同士が認め合える機会を設ける

(2) 休み始めた児童・生徒への支援【早期発見・早期対応】（児童・生徒の状態に合わせた支援①）

不登校の数が増え続けると同時に、不登校の原因や状態像も多様化してきた現在、不登校の児童・生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのかを見極め、個々の状況に応じた適切な働き掛けや関わりをもつことが重要です。

初期対応の遅れから欠席状態が長期化すると、学習の遅れや生活リズムの乱れなども生じて、その回復が困難になる場合も少なくありません。

特にいじめから不登校になったケースや、不登校の背景に虐待が隠れているケース、発達障害から生じる二次的な問題に起因する不登校のケースなどの基本的人権に係る事案については待つことなく関係機関と連携した対応・支援を進めていくことが大切です。

予兆への対応を含めた初期段階から、段階ごとの対応を整理し、組織的・計画的な支援につなげていくことが大事であり、児童・生徒の日常に継続的に関わる教職員だからこそできる教員の対応力の向上が大切です。

① 日頃の丁寧な観察（不登校のサインを見逃さない）

「いつもとは違う」様子に気が付くために、教職員が児童・生徒の様子についてポイントを押さえながら観察し、関係する職員同士の情報共有をしておくこと、児童・生徒一人一人との温かなやり取り、深い理解、信頼関係を築いておくこと等が前提となります。

- 児童・生徒一人一人を、全教職員できめ細かく観察する（全て私たちの児童・生徒）
- 「いつもとは違う」様子の気付きを共有し、多面的に把握する
 - ・ ささいな変化であっても担任・学年主任・生活指導主任・管理職等と共有する
 - ・ 保健室・教育相談室と連携し、養護教諭・SCと共有する
- 観察後の働き掛けと反応の確認する（多面的な情報を共有、要因の発見）
- 家庭からの連絡に対応する（登校しぶりをうかがわせる内容への対応）
- 遅刻や早退の増加、連続した欠席等では、背景も確認する
 - ・ 早期の保護者連絡を行う（保護者との日頃からの関係づくり）
- 「わかば教室への相談」「子どもなんでも相談」等、相談機関と連携し、予兆を把握する
- ふれあい月間調査記入内容の読み取りを行う（何気ないSOSへの気付き）

② 情報の共有と校内人材を生かした速やかな早期対応（気付きから、組織的な対応へ）

教員一人の気付きを教員間で共有したり、学年会や生活指導部会でも話し合いをしたりするなど多面的な観察や聞き取りを検討し、対応を実施していきます。同時に校内委員会に伝え、全校での情報共有化を図っていきます。

連続欠席3日の対応

風邪による発熱やインフルエンザ等の特定の疾病以外の理由で、欠席が3日続いた場合、学年会等で情報を共有し、管理職に対応方針等を含めて報告を行います。

必要に応じて、欠席4日目に学級担任等による家庭訪問を行います。

連続欠席7日の対応

*連続7日でなくとも、断続的に連続した欠席が認められる場合は同様の対応を行います。校長は、当該児童・生徒及び保護者と面談を実施します。

- 保護者に欠席理由を確認する
- 面談で不登校であると判断した場合、解決のための校内委員会を開く。
(その際、SC、SSW、臨床心理士等の専門家との連携を視野に入れます。)
- 出席させないことについて、保護者に正当な理由がないと認められるときは、校長は教育委員会に通知する

【参考】 学校教育法施行令第20条

③ 校内委員会での検討、具体的対応の推進

教職員一人一人が児童・生徒に対する共通理解の姿勢をもち、学校全体でチームとしての速やかで、具体的な指導・支援を行う体制の充実を図ることが大事です。校内委員会はその要です。

○児童・生徒情報を共有（集約と情報の共有）

校内には当該児童・生徒と様々なつながりのある教職員がいます。これらの教員が協働するためには、「情報の共有」が欠かせません。

また、「出席状況調査」には、「学校での様子と対応」「家庭での様子」「校内委員会による来月の対応方針」を記録する欄があります。気になる児童・生徒の情報はこちらを活用し、校内委員会で共有し、検討を経て、全校共有を進めます。

○具体的対応方針の決定と進行の調整

具体的対応の検討を決定したら、推進組織を編成し、具体的対応を進めます。校内委員会では、特別支援教育コーディネーターや生活指導主任、学年主任等対応の調整役を決め、進捗を見守ります。対応の変更が必要となったときには、新たな対応内容の検討についても柔軟に検討していきます。

○事案に応じた関係機関との連携・協働

校内だけで対応できないケースや、各分野の専門家等と協働することで効果的な方策がとれる場合は、関係機関と連絡調整を行って、ケース会議等に各分野の専門家等を招集し、具体的対応の検討を進めます。

○「支援シート」を活用した支援【アセスメント・校内支援体制の充実・関係機関との連携】

児童・生徒個々の状況や支援ニーズについては的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討していきます。個々の状況に応じた実効的なチームの体制を構築し、支援に当たることが求められます。校内人材の役割を検討するとともに、外部の多職種 of 専門家とネットワークによる支援を進めていきます。

「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な支援に向けて～」の活用

東京都教育委員会（平成31年3月）

BPSモデル(Bio-Psycho-Social Model)に基づき「身体・健康面」、「心理面」及び「社会・環境面」という3観点によるアセスメントと関係機関も含んだ総合的な支援の展開例が提示されています。

- ・「支援シート」の作成
- ・ケース会議における多角的支援の視点
- ・校内の支援体制の見直し、他機関・専門家と協働(ネットワーク構築)等

関連資料:「活用の手引き」「支援シート」「支援シートの使い方ガイド」



【参考】「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な支援に向けて～」の活用
東京都教育委員会（平成31年3月）

(3) 児童・生徒の状態に合わせた支援【長期化への対応】（児童・生徒の状態に合わせた支援②）

長期化している場合は、環境も含めて現在の状況を再確認し、現状に合った支援策の再検討をすることが求められます。

不登校が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が続くことは、自己肯定感の低下を招くなど、本人のキャリア発達や社会的自立のために望ましいことではありません。アセスメントによって不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげることが肝要ですが、長期化している場合は、状況の把握や支援内容、連携の仕方等について再検討を行います。

不登校の要因は「無気力・不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「親子の関わり方」、「学業不振」、「教職員との関係をめぐる問題」と多岐にわたっていますが、丁寧にアセスメントをしていくと背景に様々な葛藤や課題等が複合的に関わっている状態を見いだせることがあります。多面的な視点で要因を見直し、新たな支援策を検討することが大切です。

「なぜ行けなくなったのか。」と原因のみを追求や、「どうしたら行けるか。」という方法のみにこだわるのではなく、「どのような学校であれば行けるのか。」という支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという希望や願い、本人がもっている強みや興味・関心も含め、不登校児童・生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、個に応じた具体的な支援を行う視点での見直しが必要です。

① ケース会議による具体的な対応の再検討

改めて本人の現状を把握する

（アセスメント：長期経過間の変化の把握、新たに把握できた要因の検討）

アセスメントを基にしたケース会議の構成員について再検討する

現状に合わせた校内人員及び外部機関・専門家による支援策・連携について再検討する

② 校内における支援

在籍する学級に居場所感がもてない児童・生徒の避難場所として別室における支援を行う

保健室や相談室、別室用の小部屋、図書室などを居場所とする支援を行う

在籍する学級の教室とは別の場所（校内教育支援センター）で学習支援や相談支援を行う

（早期の適切な対応が短期で、教室復帰につながるケースがあります）

③ 家庭訪問の実施

本人の状況・環境の変化を把握する

場合によっては、担任以外の関係性のある教員やSSWなどによる訪問を実施する

④ 校外の関係機関等との連携

教育支援センター（わかば教室）、フリースクール、児童相談所、医療機関等、その児童生徒に合った関係機関につなぐ支援を行う

・不登校の状態像が多様化する中、学校内の支援を超えた総合的な支援

入学前の幼稚園・保育所・認定こども園、小学校との情報共有による有効な支援を行う

⑤ 家庭や保護者を支える

不登校の児童・生徒をもつ保護者は、我が子の将来を案じ、自分の子育てが間違っていたのかと悩み、児童・生徒の将来について不安を抱えていることが少なくありません。日頃から信頼関係を築いておくことが大切です。

- 面談を実施する（児童・生徒を支える保護者の思い・願いを傾聴）
- SC、SSW など、教員と違う立場の人材との面談を実施する

⑥ ICTを活用した支援

学校に登校できない児童・生徒に対する学びの一形態として、一人1台の学習者用端末を活用することができます。

- 自宅や校内登校支援教室と在籍する学級の教室をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにする
- メッセージのやり取り等を通して、学習状況を共有できる学習課題を活用し、授業に参加できるようにする
- 一人1台の学習者用端末にあるドリル教材や共有ソフトを活用して学習状況を把握する
- 一人1台の学習者用端末を活用し、健康状況や気持ちの変化を確認するなど客観的な児童・生徒の状況把握する

(4) 校内教育支援センター

校内教育支援センターとは、不登校の兆候が見られる児童・生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童・生徒が、教室に戻りたいと思った際の通過点として、安心して過ごせる居場所の機能や学習支援の機能、不登校を未然に防止するためや、教室復帰に向けた個別の相談支援の機能を整えた場所です。

日野市立学校内に設置する「校内教育支援センター」には、「教育相談室」と「校内登校支援教室」「リソースルーム」があります。

教育相談室は、SC 等の相談員が、不登校児童・生徒だけでなくその保護者も相談できる場所です。

校内登校支援教室は、在籍する学級に入って生活や学習することが困難な児童・生徒が、自分に適した生活や学習をすることができる居場所です。校内登校支援教室では、児童・生徒の自己決定を大切に、登校についての不安を解消できるようにします。教員免許保有者であるリソースルームティーチャーも支援に関わり、各学校の実態に応じて、学習面での支援を受けられる環境を整えます。（令和7年度まで、東京都の事業を受けた「校内別室支援教室」との名称で運営される学校もありますが、8年度以降は事業の終了により「校内登校支援教室」となります。）

リソースルームは、少人数の補充学習等による学習支援を行います。教員免許保有者が指導に当たります。

(5) 不登校児童・生徒の出席取扱い及び成績評価

日野市立学校では、学校、保護者、関係機関が十分な連携を図り、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた努力を積極的に認めていきます。また、不登校児童・生徒の実態に応じた情報共有や支援、働き掛けを学校、保護者、関係機関が連携して行っていきます。

校長は、当該施設等の責任者が作成する「相談・指導状況等報告書」等を確認し、出席扱いの要件を満たしていると判断できる場合に指導要録上出席扱いにすることができます。

不登校児童・生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合は、文部科学大臣が定める要件（以下の3点）を全て満たしている必要があります。

- ・学習の計画・内容が、不登校児童・生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められること。
- ・学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携・協力体制が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。
- ・学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。

【参考】「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日

「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」令和6年8月29日

5. まとめ

「日野市立学校の不登校総合対策」では、どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという希望や願い、本人がもっている強みや興味・関心も含め、不登校児童・生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことについて示してきました。

不登校児童・生徒への支援の目標は、将来、児童・生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすことです。そのため、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように多様な支援を行うことが求められます。

このことは「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」という生徒指導の目的そのものとも重なります。

日野市教育委員会は、関係機関と連携しながら、「社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにする」ことを合言葉に、不登校支援体制の充実を進めていきます。

<参考資料>

- 「平成22年度文教協会研究助成金研究報告書『日野市における児童・生徒の不登校の実態とその対応について』」
平成23年6月 日野市教育委員会 日野サンライズプロジェクト
- 「平成23年度文教協会研究助成金研究報告書『日野サンライズプロジェクト 対応検討プログラム』」
平成24年6月 日野市教育委員会 日野サンライズプロジェクト
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）
平成28年12月22日 文部科学省
- 「児童・生徒を支援するためのガイドブック ～不登校への適切な対応に向けて～」
平成30年12月発行 東京都教育委員会
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日 文部科学省
（別記1） 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
（別記2） 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
- 「未来を創るかけがいのない子どもたちの自立に向けて～不登校の子どもたちへの支援のポイント～」
令和3年1月発行 東京都教育委員会
- 「生徒指導提要」令和4年12月 文部科学省
- 「誰一人取り残されない 学びの保障に向けた 不登校対策 COCOLO プラン」令和5年3月 文部科学省
- 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」令和6年8月29日 文部科学省

日野市立学校の不登校総合対策

令和7年5月発行

発 行 日野市教育委員会

編 集 日野市教育委員会教育部教育指導課
東京都日野市神明一丁目12番地の1
電話 042-585-1111（代）